

第1条（名 称） 本会は、本三西青年会と称する。

第2条（目 的） 本会は町内の発展に寄与し、会員相互の親睦と人格の高揚を図ることを目的とする。

第3条（事務所） 本会の事務所は、会長宅に置く。

第4条（事 業） 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 町内の発展及び親睦のための、町会主催行事、祭禮、他町会主催の行事参加
- (2) 会員の家族及びOBを含めたレクリエーション
- (3) その他目的達成に必要な事項

第5条（会 員） 本三西町会及び近隣に居住もしくは勤務し、会の趣旨に賛同する有志をもって会員とする。

第6条（入会等） 入会に際しては役員承認を要し、脱会は自由とする。

第7条（定 年） 定年は65歳（年度末時点）とする。

第8条（役 員） 本部に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長1名もしくは2名、総務部長1名、会計部長1名、会計監査2名
- 2 役員は、総会に於いて選出する。
- 3 任期は2年とし、再任は妨げない。
- 4 顧問及び相談役は、総会にて推薦する。

第9条（慶弔費） 本会は、相互扶助のため、次の慶弔費を設ける。

- (1) 会員の死亡に際して、1万円の香典を贈る。
- (2) 会員の配偶者及び、同居の一親等の親族の死亡に際して、1万円の香典を贈る。
- (3) 会員の結婚、子供の誕生に際して、1万円のお祝い金を贈る。
- (4) 会員が病気等で一週間以上入院、又は、自宅療養の場合、1万円の見舞金を贈る。
- (5) 会員の店舗、住宅等が火災により全・半焼した際には、1万円の見舞金を贈る。

第10条（例 会） 本会は、原則、毎月第一土曜の19：00から例会を行う。

第11条（総 会） 定期総会は、毎年の会計年度終了後に開催する。

- (1) 総会の成立要件は、会員（出席及び委任状）の過半数をもって成立とする。
- (2) 総会は、事業報告、会計報告、及び事業計画案、予算案、その他必要な事項を審議する。

第12条（会 計） 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条（会 費） 本会の会費は、一ヶ月500円とし、総会開催時に1年分徴収する。

第14条（運営費） 本会の運営費は、会費、事業収入及び寄付金を以て充てる。